

令和8年度

住宅除却 補助制度

補助額 **最大**
97.8 万円

* 予算がなくなり次第終了します

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では多くの木造住宅が被害を受けました。

倒壊等により大切な人命が失われただけでなく、道路を塞いでしまうなど、災害後の救命活動等にも大きな影響を及ぼしました。

市では、耐震性の不足している戸建て住宅の建替えに伴う**除却工事に対する補助**をはじめました。

■ 補助金の額

上限 **97.8万円**

次のいずれかの低い額以内

- ・ 除却工事費の**2分の1**の額
- ・ 床面積に9,100円/m²を掛けた額

■ 期間

令和8年度（1年間）

受付開始：令和8年4月1日～

対象工事：令和9年1月31日までに**工事完了**

および**実績報告**が提出できるもの

■ 補助金の申請ができる方

次のいずれにも該当する方

- ・ 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した戸建て住宅に限ります。
- ・ 耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された住宅を所有し、除却後も同じ敷地に建替えて居住する方（居住する予定の者も含む）ただし、敷地が土砂災害特別警戒区域内にある場合は、市内の区域外に建替えて居住する方
- ・ 除却工事を建設業の許可を受けた業者に委託する方
- ・ 通学路等に面して危険なブロックや組積造の塀がある場合は住宅の除却と併せて撤去できる方

ご注意ください！

下記の場合、補助を行うことができませんのでご注意ください。

- ・ 着手済みの工事
- ・ 補助金の交付決定前に契約した工事
- ・ 除却する住宅が以前、耐震改修工事の補助を受けている

代理受領制度をご活用ください

市から給付される補助金を申請者に代わって施工業者等が受け取る制度です。市から直接、施工業者等へ補助金を支払うことで、申請者は工事費用のうち自己負担分を用意すればよく、工事資金準備の負担が軽減されます。

詳しくはこちら

